

第 8 回太平洋広域漁業調整委員会
議事録

平成 1 9 年 3 月 1 6 日
水産庁

1 開催日時

平成19年3月16日(金) 15:30～17:30

2 開催場所

お茶の水ホテル聚楽 孔雀の間

3 出席者

(委員)

澁川弘、川崎一好、澤口政仁、叶谷守久、深澤勝久、外記栄太郎、竹内正一、磯部進、
吉戸一紀、迫間虎太郎、網本成吉、左海守、澳本勝彦、林穂積、荻田征男、金丸昌洋、
福島哲男、鈴木徳穂、山田洋二、山本正喜、金井関一、伊妻壯悦、宮本利之、有元貴文

4 議 題

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

太平洋キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会示について

マサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況について

(2) 資源管理に関する連絡・報告事項について

(3) その他

5 議事内容

開 会

事務局（小池） 委員の皆様方、また御臨席の皆様方、どうも御苦労さまです。御臨席の皆様方、若干席が窮屈でございますが、御了承いただきたいと思ひます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、海区互選委員のうち、青森県の澤口委員、岩手県の宮古漁業協同組合代表理事の大井委員、宮城県の阿部委員、静岡県の橋ヶ谷委員、また農林水産大臣選任委員のうち山下委員、以上5名の委員の方が、事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数を超える23名の委員の方々の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします同法101条の規定に基づき、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

それでは、議事進行につきましては、澁川会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

挨 拶

澁川会長 会長を仰せつかっております澁川でございます。

本日は、年度末の用務御多端のところ、委員の皆様方には御出席を賜りまして、また多数の御臨席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。第8回太平洋漁業調整委員会をこれから運ぶことに相なります。

最初に、委員の交代がございましたので御報告を申し上げます。

初めに、漁業者代表の農林水産大臣選任委員の砂山繁委員が交代となりまして、今回から金井関一委員に御出席をいただいております。金井委員には、本委員会に置かれた太平洋北部会及び太平洋南部会の部会委員としても両部会に御出席をいただくことになっております。

金井委員、よろしくお願ひを申し上げます。

金井委員 よろしくお願ひいたします。

澁川会長 さて、本日の委員会でございますが、本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画、及び資源回復計画に関係いたします漁業法第 68 条に基づく本委員会の指示についての議題がございます。

まず、本日、本委員会の前に開催されました第 13 回太平洋南部会で計画が御了承を得ました「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」及び昨年 10 月に開催された第 12 回太平洋南部会で計画を御了承いただきまして、平成 18 年 11 月 10 日に公表されております「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」に係る広域漁業調整委員会指示について、説明を受け、御審議をいただく予定でございます。

次に、本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画でございます「マサバ太平洋系群資源回復計画」の取組状況についての報告がございます。

さらに、資源管理に関連する施策に係る平成 19 年度予算等について、事務局から情報提供があるということで盛りだくさんでございます。

後ろの時間が、一応 5 時を予定しているわけでございますが、皆様には、3 つ目の会議の委員さんもおいでになろうかと思えます。お疲れのことと思えますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

本日の委員会でございますが、水産庁から、大変御多忙のところ、白須長官、香川管理課長、國府資源管理推進室長、また、独立行政法人水産総合研究センターから、中央水産研究所の資源評価部の堀川資源評価部長、西田資源動態研究室長、ほか多数の方が出席をされております。

さて、議事に入ります前に、水産庁・白須長官から御挨拶を頂戴いたしたいと思えます。長官、よろしくお願ひします。

白須長官 水産庁長官の白須でございます。

本日、第 8 回目の太平洋広域漁業調整委員会を開催されるに当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思えます。

まず初めに、お集まりの委員の皆様方には、日ごろから、水産行政全般にわたりまして、大変に御支援、御協力をいただいております。このことにつきまして、まずもって御礼を申し上げたいと思う次第でございます。

また、この漁業調整委員会関係の会合、大変熱心に御審議をいただいております。このことにつきましても、心から御礼を申し上げる次第でございます。

御案内のとおり、全般の水産をめぐる状況についてみますと、燃油の高騰につきまして

は、一昨年来、大変に皆様方、御苦勞をおかけしているわけですが、この問題につきましても、一時ほどの水準ではないにしても、まだまだ高止まりの状況が続いておるといようなこと、また、全体として漁獲量が減少しておるといったようなことで、世界的には需要が増大しておる、そういう明るい状況もあるわけですが、まだまだ私ども、我が国の水産業を取り巻く状況、厳しい状況が続いているわけですが。

そういう中で、皆様方に御苦勞をいただいております資源の適切な管理というのは、まさに、私ども、水産基本法の基本理念でございます国民への水産物の安定供給、あるいはまた水産業の健全な発展、これのまさに基礎を成す大変重要な課題であるというふうに認識をしておるわけですが。

そこで、当委員会におきましては、前回までに、ただいま事務局よりお話がございましたが、マサバ太平洋系群の資源回復計画を初めとする 10 魚種・5 計画につきまして、御審議、御了承していただいたわけですが、また、残る 2 魚種・2 計画のうち、マダラ陸奥湾産卵群につきましては、午前中に行われました第 12 回の太平洋北部会で御承認をいただいた。また、太平洋南部のキンメダイにつきましても、先ほどの南部会の方で御承認をいただいたというふうに聞いているわけですが。

この 2 計画の公表を持ちまして、太平洋広域漁業調整委員会で御承認いただく予定の資源回復計画は、すべて作成をされることになるわけですが、もちろん、この資源回復計画の目的は、こういった形で計画をつくるということだけではなくて、最終的に、やはり資源を回復させるということにあるわけですが。資源動向などに応じた計画内容の見直し、あるいは取組内容を御検討、御審議いただくことによりまして、資源の回復が、より強固なものとなりますように、広域漁業調整委員会の役割というものは、ますます大きくなっていくというふうに考えているわけですが。

また、各計画の中で、この資源量・漁獲量の増大だけではなくて、漁獲物の付加価値の向上でありますとか、あるいは操業コストの削減に役立つ取組みにも積極的に取り組んでいくということにしておるわけですが、資源管理とともに、この取り組むべき課題というものは、ふえることこそあれ、決して減ることはないというふうに考えているわけですが。

また本年度は、皆様方、御案内のとおり、平成 13 年にできました水産基本法に基づきます水産基本計画が、14 年に初めての計画ができたわけですが、ちょうど 5 年たちまして、今年、まさに見直しの年度でございます、この水産政策審議会、あるいは

また、各種会議で検討・審議をいただきまして、新たな水産基本計画が、いよいよ来週閣議決定をされるという運びになっているわけでございます。

この改定されます新たな基本計画におきまして、まさに、皆様方が御苦勞いただいております水産資源の回復・管理というものは、まことに一番の基本計画の根底をなす大きな柱でございまして、今後とも、この資源回復計画の一層の推進に取り組むことになっているわけでございます。

したがいまして、資源回復に直接取り組んでおられます皆様方におかれまして、さらなる御協力をよろしく願いいたしたいと考える次第でございます。

委員の皆様方の活発な御審議をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

澁川会長 長官、どうもありがとうございました。

さて、白須長官におかれましては、この後の御予定の関係で、ここで退席されることとなります。

どうもありがとうございました。

〔長官退席〕

配付資料の確認

澁川会長 それでは、最初に、本日お配りしてあります資料の確認を行いたいと思えます。事務局からお願いします。

事務局（小池） それでは、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の委員会の議事次第、太平洋広域漁業調整委員会の委員名簿、それから、本日の委員会の配席図、出席者名簿とございます。

その後、御説明させていただく資料でございますけれども、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」にかかわります委員会指示の資料といたしまして、資料1 - 1、資料1 - 2、資料1 - 3、1 - 4とございます。それから、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」にかかわる資料といたしまして、資料2 - 1、資料2 - 2とございます。それから、「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきましの資料が、資料3 - 1、資料3 - 2とございます。それから、「資源管理等に係る情報提供」ということで、資料4 - 1、資料4 - 2とございます。

以上が、本日配付いたしております資料でございますけれども、不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、資料が整っておりますようですので、会長、議事進行の方をよろしくお願いいたします。

澁川会長 ありがとうございます。

議事録署名人の選任

澁川会長 それでは、議事に入らせていただきますが、最初に、後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。これにつきましては、本委員会の事務規程第 12 条により、会長の私から御指名させていただくことになっておりますので、僭越ながら指名をさせていただきます。

都道県海区互選委員からは、茨城県の深澤委員さん、農林水産大臣選任委員からは宮本委員さん、申しわけございませんが、本日の委員会の議事録署名人をお願いいたします。

議 題

(1) 資源回復計画及び委員会指示について

太平洋南部キンメダイ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

澁川会長 それでは、議事次第をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、まず、大きい区分としまして「資源回復計画及び委員会指示について」でございます。

先ほど申し上げましたとおり、本日の委員会では、本委員会に設けられた部会の区域をまたがる資源回復計画及び漁業法第 68 条に基づく資源回復計画に係る本委員会の指示について、御審議をいただくことにしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずは、漁業法第 68 条に基づく本委員会の指示についてでございます。

本委員会に係る資源回復計画について、その着実な実施を確保するため、資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減措置に関連した委員会指示を行うものでございます。

初めに、「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」に係る委員会指示についてでございます。この計画は、新しい魚種別資源回復計画として、本日、本委員会の前に開催されまし

た第 13 回太平洋南部会の計画作成の了承を受けたものでございます。

新しい計画でございますので、計画の概要を含めて事務局から説明をお願いします。

事務局（加藤） 太平洋南部キンメダイの資源回復計画の関係、それから、委員会指示第 1 号の関係を、事務局であります水産庁管理課の加藤の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料としましては、資料番号、資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 が委員会指示にかかわる内容、それから、1 - 4 が、この委員会指示のもととなる回復計画の概要ということで、先ほど審議いただいたものです。南部会に所属する方もいらっしゃいますが、資料 1 - 4 の回復計画の概要の方から説明したいと思います。

まず、キンメダイの回復計画の概要といたしまして、1 番の資源回復計画の必要性ですが、キンメダイを漁獲している主要な地域は、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県及び高知県の 1 都 4 県であり、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺及び室戸岬周辺の海域で、立て縄漁業やはえ縄漁業により漁獲されているほか、小笠原公海及びその周辺海域では底刺し網漁業等でも漁獲されています。

現在のキンメダイの資源水準は中位で、資源動向は横ばいと考えられておりますが、これは、1 都 3 県の関係漁業者が、長年にわたり資源管理に取り組んできていることにより資源を維持できていることが大きく影響しているためと考えられ、漁獲量の推移を見れば、現状の漁獲努力量水準を安定的に維持するための取り組みが重要であると考えております。

この計画の対象漁業者ですが、1 都 3 県（千葉、東京、神奈川、静岡）の海域において操業する 1 都 3 県のキンメダイ関係漁業者、それから、主に小笠原公海周辺海域の E E Z 内で操業する底刺し網漁業者、この方たちを対象とした資源回復計画となっております。

次に 3 番、資源回復の目標ですが、1 都 3 県のキンメダイ関係漁業者がこれまでの取り組みを継続するとともに、底刺し網漁業者が休漁期間の設定等を行うことにより、資源が減少し、漁獲量が極端に少なくならないような漁獲量現状レベル程度以上で維持することを目標としております。

4、資源回復のために講じる措置としては、(1) の立て縄漁業及び底立てはえ縄漁業につきましては、各海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等、きめ細かい措置が機動的に講じられていることから、これに基づく資源管理の励行に努める。

底刺し網漁業につきましては、委員会承認制とするとともに、休漁期間の設定、小型魚

の保護、漁具の制限を行うといったことが資源回復計画の内容となっております。

続きまして、本委員会で審議していただく委員会指示の内容であります。資料 1 - 2 が委員会指示第 1 号の案でございます。資料 1 - 2、漁業法第 68 条第 1 項の規定に基づき、キンメダイ底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

左寄りの方に 2 番目、操業の承認とありますが、規制海域において、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間で、キンメダイ底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

それで、ここに掲げている規制海域というのは、1 番の(1)の「規制海域」の定義のところにある北緯 35 度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸からなる線以東の太平洋の海域のうち、我が国の排他的経済水域、領海の内水ということにしております。

それから、(2)のキンメダイ底刺し網漁業、要は、対象漁業とする漁業の定義ですが、これにつきましては(2)で、動力漁船により底刺し網を使用してキンメダイをとることを目的とする漁業(承認漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 8 号に掲げる太平洋底刺し網等漁業、漁業法第 65 条第 1 項、もしくは水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づく規則の規定により、都道府県の知事の許可その他の処分を要する漁業及び漁業権または入漁権に基づいて営む場合を除く)ということ、キンメダイ底刺し網漁業を規定しております。

この概念を説明しているのが資料 1 - 1 になります。資料 1 - 1 をごらんください。実は、キンメダイをとることを目的とする刺し網漁業につきましては、太平洋の公海においては大臣の承認、また、各都府県管轄海域におきましては漁業権または知事許可に基づき営まれておりますが、これ以外の E E Z 内では自由漁業として営まれているのが現状でありました。このため、今回、資源回復を図るため、E E Z 内のうち、さきに説明した規制海域においてキンメダイをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制を委員会において行うものということになります。

一番下の方に図が出ていますけれども、規制海域として、先ほど言った北緯 35 度の線より南、それから東経 133 度の線以東ということになります。

承認の対象者ですけれども、これは、後でちょっと御説明しますが、過去 3 年以内にキンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶、またはその代船を当該漁業に使用する者ということにしております。

それから、資料 1 - 3 で、この承認に係る事務取扱要領というものを定めておきたいということで考えております。日付のところは、委員会指示発出日となっておりますが、委員会指示が、今の案では 4 月 1 日から 5 月 31 日までとするということで有効期限を考えておりますので、ちょっと米印で「委員会指示発出日」ということで書いてしまいました。承認されれば 4 月 1 日からになるということで訂正をお願いします。

この取扱要領の 1 番ですが、事務処理の専決及び結果報告。本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理して、委員会会長は直近の委員会に承認の状況、その他必要な事項を報告するものとする。

それから、承認の対象者ですが、要は、過去 3 年以内に規制海域でキンメダイ底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶またはその代船を当該漁業に使用する者。

(2) で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 番については、操業の承認をしない者を規定しております。

4 番につきましては実績の確認、5 番につきましては承認の申請、6 番につきましては承認期間中の承認の申請、それから、7 番につきましては承認証の書換交付の申請、8 番につきましては承認証の再交付の申請、9 番につきましては承認証の返納、10 番につきましては漁獲成績報告書の様式及び提出期限ということで、今回、承認船につきましては漁獲成績報告書を出していただく。これにより、どのような漁獲がなされているのかを正確に把握する。それから、11 番目に裏付け命令の申請ということで規定をしております。

以下、申請書の様式その他になっております。

私からの説明は、以上でございます。

澁川会長 ありがとうございます。

さて、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら承りますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、澳本委員さん。

澳本委員 今、資料 1 - 1 から 1 - 4 までの説明をいただいたわけですが、この内容は、あくまでも漁業に従事する者における取り扱いの決め事になるわけですが、前々から、1 都 3 県の漁業者協議会の中からも遊漁者に対する対応について、かなり要望も出てきておったところ。しかし、この中には、そういう面については一切書かれておりません。

今後、やはり本当に、この内容に基づいて資源回復というものを進めていくわけですが、やはり遊漁者も、全国で大体 450 万人の遊漁者があるというふうに言われております。特に、1 都 3 県の海区においては、ほとんど示すのではないかという気がするわけですが、この遊漁者の今後の対応について、やはり水産庁としては、資源回復を実施する中でどうというふうに考えておるのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思います。

澁川会長 水産庁、お願いします。

國府室長 資源管理推進室長の國府でございます。

遊漁者についての対応ということで、前々からキンメダイの漁業者協議会等でそういう話が出ていたことは、十分承知しているところでございます。御存じのとおり、キンメダイについては、確かに、一部、プレジャーボート等による釣りによる遊漁の対象となっているというのは間違いのない話ではございます。また、遊漁船業者を利用した船釣りにより採捕されているのが主であるというふうに考えております。

ただ、現在のところ、その実態について十分わかっているかということ、必ずしもわかっているわけではございません。我々としては、まず実態調査等をする必要があるのではないかと考えております。その実態等から、十分実態をつかんだ上で、遊漁者に対しても、その資源管理なり、要するに、どのぐらいの影響があるのかというものがないと、なかなか遊漁者にいろいろな規制をかけるというわけにもなるまいというふうに考えておりますけれども、いずれにしても、まず遊漁者に対して、こういった資源回復計画を漁業者みずからが取り組んでいるということも含めて、都道府県とも連携いたしまして、そのPRあるいは協力要請等をまず進めつつ、そういった遊漁者等の実態についても把握する必要があるのではないかなと考えております。

実は、その他の予算要求のところ資料4がございませけれども、資料4-1の3枚目ぐらいのところ、後で御説明しようかと思っていたのですが、遊漁採捕量調査事業というものを19年度から新たに予算として獲得している。まず、全国的な遊漁の実態調査をしようということで、具体的にキンメが対象になるかどうかというのは、まだ未定でございますけれども、こういったものも利用しながら、まず全体的な遊漁の実態の調査から始めてまいりたいと考えております。

澁川会長 ほかに、ございませんでしょうか。

ただいまの御質問は、19年度から調査が始まるということで、対遊漁の問題、相当広範でございますので、キンメにもということがどこまでできるかというのは限界があるでし

ようけれども、よろしくお願ひしたいということでございます。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、本委員会として「太平洋広域漁業調整委員会指示第1号」を指示することと決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。

またあわせて、今後の事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては、私に御一任いただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 それでは、事務局においては手続を進めてください。

伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に係る広域漁業調整委員会指示について

澁川会長 次に、「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」に係る委員会指示についてでございます。

この計画につきましては、昨年10月に開催された第12回太平洋南部会において計画が了承されまして、平成18年11月10日に計画が公表されたものですが、今回、資源回復計画に関連して委員会指示を行おうというものでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小池） 「伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画」について御説明させていただきます。資料は、お手元にお配りしている資料2-1と、それから、委員会指示案でございます資料2-2でございます。

まず、今、会長の方から御紹介がありましたけれども、伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画につきましては、昨年の10月に開催されました太平洋南部会で計画の御了承をいただき、昨年11月10日に公表された計画でございます。

伊勢湾・三河湾につきましては、我が国におけるイカナゴの主要漁場の一つであるわけでございますけれども、資料2-1の下に、参考として漁獲量・漁獲金額の推移の図がございしますが、これを見ていただければおわかりのとおり、年間の漁獲量が極めて大きく変動している状況でございます。このため、これまで関係漁業者さん、一生懸命、資源管理措置を行ってきておられているわけでございますけれども、そういった措置も踏まえて、

漁獲水準を高位で安定させるための取り組みを行い、漁獲物の安定供給及び漁家経営の安定化を図るとというのが計画の趣旨でございます。

対象漁業といたしましては、愛知県、三重県のイワシ・イカナゴ船びき網漁業、イカナゴ船びき網漁業、ばっち網漁業等ございまして、これらの漁業におきまして、1の(4)にございますけれども、
として終漁時残存資源尾数の確保、これは当才魚の残存資源尾数が20億尾を下回らないように終漁日を決定するというものでございます。

また保護区の設定、優良な親魚が分布している夏眠海域を保護区域として設定する。

また、保護育成期間の設定として、漁期中に一定の保護育成期間を設定する。

こういう3つの取り組みを行うことによりまして、(3)にございまして、産卵親魚尾数を確保し、次の年の初期資源尾数を高位で安定させるということを目的として取り組みを進めていくところでございます。実際には、昨年できまして、その計画後、今年の2月25日
実際には時化等があつて、最初の操業は27日になったというお話が、先ほど南部会でございまして、
から漁期が始まっております。

その漁期が始まって、いよいよ先ほど申し上げましたとおり、資源回復計画に基づく漁獲努力量削減措置が、これから実際に取り組みされていこうという段階でございますので、今回、太平洋広域漁業調整委員会指示を行おうというものでございます。

資料2-1の2ページ目をごらんいただきたいと思います。先ほど来申し上げておりますように、本計画に基づく漁獲努力量削減措置としては3つあるわけでございますけれども、その中で一番、この計画の骨子となります終漁時残存資源尾数の確保、ここにつきまして、今回、委員会指示を行おうというものでございまして、具体的には指示の骨子というところがございますが、イカナゴの残存資源尾数について関係の水産機関で調査されておりますので、そういった調査結果をもとに、20億尾を下回らない日を決める。その日から11月30日までの間、イカナゴを目的とした操業を禁止するといった趣旨の委員会指示を行おうというものでございます。

具体的な委員会指示の案が資料2-2でございます。「太平洋広域漁業調整委員会指示第2号(案)」とございます。漁業法第68条第1項の規定に基づき、愛知県及び三重県の海面におけるイカナゴ漁業について、次のとおり指示するということで、まず定義でございます。

まずイカナゴ漁業、対象となる漁業の定義をしております。これは、資源回復計画に御参加または関連する漁業者の方々、それぞれ知事許可漁業となっておりますので、その規

定を掲載させていただいております。

それから、イカナゴ残存資源尾数も定義しておく必要がございますので、愛知県及び三重県の海面におけるイカナゴの当才魚の尾数という形で定義をしております。

この定義に基づきまして、実際の内容は2の操業期間の制限でございます。今、骨子ということで御説明しましたけれども、まず太平洋広域漁業調整委員会において、関係機関からの情報等をもとに、イカナゴ残存資源尾数、愛知県・三重県の海面におけるイカナゴの当才魚の尾数でございますが、これが20億尾を下回ると認められる日を定めます。この日を定めたときには、遅滞なく、当該日から11月30日の間、イカナゴの採捕を目的とした操業を禁止する旨、イカナゴ漁業を営む者に通知する。

イカナゴ漁業を営む者は、(2)の通知により、イカナゴの採捕を目的とした操業が禁止された期間中は、イカナゴの採捕を目的とした操業を行ってはならないという仕組みの委員会指示でございます。

ただ、先ほど資料2-1のところを御紹介させていただきました。非常に変動が激しい資源でございますので、資源回復計画につきましても、1の(4)のところがございますけれども、漁獲努力量削減措置については、愛知県・三重県の水産関係機関の情報をもとに、関係漁業者が協議して柔軟な運用を図ることとされておりますので、そういった実際の現場の状況、または関係漁業者さんの意見等を踏まえて、委員会指示についても、有効期間1年という形で柔軟な運用を行っていきたいというふうに考えておりました。指示の有効期間は、本年4月1日から来年の3月31日の1年間ということにさせていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

澁川会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明、いかがでございますか。御質問ございますでしょうか。

御意見ございませんか。

それでは、御意見がないようでございますので、本委員会として、太平洋広域漁業調整委員会指示第2号を指示することと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。

また、あわせて、今後の事務手続がございますので、部分的な修正、文言の訂正等が出ましたら、私に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長 ありがとうございます。

それでは、事務局は、委員会指示に係る手続を進めてください。

マサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況について

澁川会長 それでは、3番目でございますけれども、本委員会に設けられた部会の区域、北・南の2つの部会の区域をまたがる資源回復計画でございます「マサバ太平洋系群資源回復計画の取組状況」についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局（小池） 「マサバ太平洋系群資源回復計画」について御説明させていただきます。お手元にお配りしている資料の資料3 - 1と資料3 - 2でございます。

まず最初に、私の方から資料3 - 1に基づきまして、計画に基づく休漁等の取り組みの状況、続きまして、資料3 - 2に基づきまして、ミニ船団化の状況につきましては、沿岸沖合課の担当の方から御説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料3 - 1をごらんください。「マサバ太平洋系群資源回復計画」につきましては、平成15年10月に計画が策定された以降、取り組みを行っていただいているわけでございますけれども、計画の趣旨は、改めて申すまでもないかもしれませんが、低水準期にある浮魚資源につきましては、卓越年級群の発生が資源回復を進める上で重要であるということから、卓越年級群の発生時にタイミングを逃すことなく未成魚を保護して産卵親魚を確保していこうということでございまして、2の(1)にございますけれども、太平洋北部水域の大中型まき網漁業においては、休漁、減船、ミニ船団化といった取り組みを行っていただいております。

また、2004年級群が、非常に近年の中では加入量が多かったということで、これらが2歳魚になって産卵親魚に加わるという状況が認められたということもございまして、中部太平洋海域におけます大中型まき網漁業、中型まき網漁業、またサバたもすくい網漁業といった関係漁業者においても、産卵親魚の来遊魚が増大し、産卵親魚保護の必要性が認められた場合には、そういった状況が生じた場合には、各地域また各漁業種類ごとに実態も異なりますので、それぞれの地域・漁業種類ごとに関係漁業者の合意のもとに、その来遊状況に応じて、産卵親魚保護のための措置を講じていただくという内容になってございま

す。

こういった内容に基づきまして、3のところでございますけれども、太平洋北部水域の大中型まき網漁業については、もう皆さんもご存知のとおりでございますが、休漁を行っております。平成15年11月に第1回目の休漁が始まりまして、その後、15年度の漁期、これは15年11月から16年6月でございますけれども、7日の休漁、16年度漁期（平成16年7月から17年6月）については22日の休漁、17年度漁期については30日の休漁、それから、18年度漁期については24日の休漁という形で漁獲努力量の削減を行っているという状況でございます。

また減船につきましては、平成15年度、平成16年度に、ここに書いてございますとおり、減船が行われております。

また、ミニ船団化につきましては、この後、別途説明をさせていただきますけれども、2カ統が試験操業を開始しているという状況でございます。

マサバ太平洋系群の状況につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2004年級群については、近年の卓越年級群と考えられております92年級群、96年級群に準ずる豊度の高い年級群であったわけでございます。それが成熟して、昨年に2歳ということで産卵親魚に加わった。それらが、今年は3歳になったということで産卵親魚量が増大しております。平成15年の5.4万トンから、平成18年には14.1万トンという形で増大しているというふうに推定されております。

また、成熟に伴いまして、伊豆諸島の方の海域にも来遊が、若干でございますけれども、見られるようになり、サバたもすくい網、これは千葉・神奈川・静岡の各漁業の方々でございますが、昨年は556トン、今年は、これは2月末現在の暫定値でございますけれども、875トンの漁獲があったというふうにお伺いしております。

また、太平洋北部水域の大中型まき網漁業におかれましては、先ほど来申し上げております2004年級群、この重要性に鑑みて、いろいろと自主的な取り組みも行っていただいております。ここに書いてございますけれども、計画に基づく休漁措置に取り組むとともに、昨年の9月からは自主的に操業時間の短縮、これは投網時間帯を3時間に制限するといった取り組みでございます。それから、操業回数の制限、これは1日1回操業ということでございます。また、11月からは漁獲規制、または、今年に入ってから、サバ類が一定量以上漁獲された場合の自主休漁ということで、上にずっと戻っていただいて、平成18年度漁期、平成18年7月から19年2月末現在でございますけれども、臨時休漁に加えて

自主休漁といった取り組みも行っていただいているという状況でございます。

これらの状況の詳細につきましては、3ページ以降が、毎回、広域漁業調整委員会のときにお配りしている資料でございますけれども、詳細なものをつけてございますので、説明は省かせていただきますが、ごらんいただければと思います。

休漁等の取り組みについての説明は、以上でございます。

事務局（加藤） それでは、引き続きまして、資料3 - 2に基づきまして、現在、大中型まき網漁業で行っておりますミニ船団化の取り組みにつきまして、結果報告をさせていただきます。

ミニ船団化の取り組みにつきましては、この資料の上部に書いてございます現在の漁船隻数を、従来型の1船団4～6という船団構成から2隻に縮減をして、乗組員数と経営コストを大幅に削減するということを目的にしております。

その際の考え方としましては、漁獲努力量をふやすことなく安定的な経営を図っていきたいということと、また、乗組員対策、安全対策としまして、大型化による居住環境の改善等を行うということを目的として行っております。

これまでも毎回、この会議で御説明させていただいておりますが、現在、80トン型のミニ船団として1カ統、135トン型のミニ船団として1カ統が、それぞれ操業しております。

まず のところに、一応、従来船団とミニ船団の船団構成を書いてございます。80トン型の場合には、80トン型の網船1隻に200～350トン型の運搬船2隻、探索船が80～100トン1隻という4隻体制で行っておりまして、それに要する乗組員数としては45名ほどが乗船しております。これをミニ船団化することによりまして、乗組員数は30名ほどに抑えて経営コストを下げるという取り組みをやっているところでございます。

実績でございます。その下の欄に書いてございますとおり、こちらの船団が試験操業を開始したのは平成17年6月からでございます。それ以降、初年度の10カ月間の実績につきましては、従来型の船団平均が9,067トンに対しまして、約88%の8,000トン弱の漁獲量ということになっております。

また、平成18年4月から本年2月までの11カ月間の実績でございますが、これも、従来型船団に比べて84%程度の漁獲量になっているという状況でございます。

次に、 の表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、こちらが135トン型でございます。こちらの従来型船団は、4隻体制あるいは6隻体制の幅のある中で操業しておりますが、この船団につきましても、従来型でございますと乗組員数54名ほど必要になりますが、

ミニ船団化に取り組むことによりまして、32名体制での操業を現在も継続しておるわけでございます。

漁獲量につきましては、その下の欄でございます。当該船団につきましては平成17年4月から試験操業を開始しておりますが、初年度につきましては、トータルとして、そちらに書いてありますとおり、従来型船団に比べて76%ということでございます。この135トン型のまき網船につきましては、アジ・サバ・イワシのほかに、カツオ・マグロの漁獲もしておりますので、その内訳として数字を載せてございます。また、18年4月から19年2月までの11カ月間におきましても、その表にございますとおり、従来型船団に比べて83%の漁獲量ということになっておりまして、できるだけとる量を下げて、かつ経営を安定させようという取り組みを現在も続けているところでございます。

説明は、以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

資源回復計画に基づく休漁措置の実施状況及び漁業者の自主的な取り組みにつきまして、またミニ船団化の状況についての説明がございました。

ただいまの説明についての御意見、御質問を承りたいと思います。どなたからでもどうぞ。

外記委員、どうぞ。

外記委員 千葉の外記でございますが、2～3点お尋ねをしたいと思います。

大変、激減をいたしましたマサバ資源をふやそうということで、いろいろ議論がございましたけれども、15年度から、大中型まき網による漁獲努力量の削減ということでやってまいりまして、まき網の皆さんは、確か、臨時休漁を80回位やっていると思いますが、その効果が表われまして、18年度の漁期におきましては、マサバ25万トンが水揚げをされているというふうに考えております。努力したまき網の皆さん方にとりましては、大変、いい結果が出たなというふうに考えております。

おかげさまで、伊豆七島におけるたもすくいにつきましても、確か、十数年ぶりだと思えますけれども、大室出で、マサバの水揚げがされるようになってまいりまして、大変良かったなというふうに考えております。

ただ、15日の「水産経済新聞」によりまして、いわゆるTACを超えた水揚げをされているということが報道されておりまして、このTAC管理は、新聞によりまして、全国まき網の漁業協会がやっているようでございますけれども、本来、全さんまのTACの管理

等につきましては、全さんまと水産庁が緊密に連絡をとって、TACを超えないような指導をしているやに聞いておりますが、サバ資源のTACにつきましては、水産庁は、この漁業協会の方に指導を全部任せておったから6万トンも出っ張ってしまったのか、1つそれをお尋ねしたいと思います。

それから、2つ目として、15年からだと思いますが、当初、休漁する場合には、国と都道府県と漁業者、3者が休漁の補償をするというふうな、そういう想定で走り出したけれども、都道府県の賛成が得られませんが、結局は、国からの休漁補償によって、今まで80回も休漁してきたというふうに思いますが、15年からの国費の支出合計額というのが幾らになるか、お尋ねしたいと思います。

それから、中央水研の堀川部長さんがいらっしゃいますけれども、大変、今のところは04年級群のサバが水揚げをされておりまして浜の方は元気になっておりますが、この後の資源見通しをいかがに考えているか、その辺もお尋ねをしたいと思います。

それから、4点目といたしまして、太平洋区分水域の大中型まき網漁業における取り組みの高度化ということで、いろいろこれから漁獲努力量の削減によって資源を守ろうという姿が出ておりますけれども、2ページの一番最後の漁獲制限、それから、19年1月からはサバ類が一定量以上の水揚げがされた場合には自主的な休漁を行うというふうになっておりますが、の漁獲制限、のサバ類が一定量以上という、この表現の仕方、実際に数字でいったらどんな数字になっているのか、水産庁の方でお答えをいただきたいと思えます。

以上です。

澁川会長 4つ、御質問があったようでございますが、水産庁、よろしいですか。

國府室長 何点かいただいたので、ちょっと事務的なお話は別にして、何点か答えさせていただきます。

まず、昨日の新聞でサバ類のTACについて、超えたのは水産庁がきちっと管理していなかったのではないかという話でございますけれども、御存じのとおり、サバ類につきましては、全国一本としてTACを設定しておりまして、それは58万8,000トンと、18年度につきましては、そういったTACになっております。これは大臣分と知事分に分けまして、大臣分につきましては、日本全国で29万6,000トンというTACを設定しておりまして、実は今回わかったのは、3月9日の報告でわかったわけですが、全体TACを超過したわけではないのですが、大臣管理分についてTACを超過したというような

ことから、実は 14 日に水産庁として、大臣分の T A C を管理している管理団体である社団法人全国まき網漁業協会に対して、サバを目的とした操業を自粛してくれというのが 1 点と、それからもう 1 点、今後こういう措置が起こらないように改善策を講じるようにという 2 点の指導をさせていただいたところでございます。

確かに、T A C を超えたというのは、非常に遺憾な話でございます、ただ超えるまでに 超えたのが初めてわかったので要請文書を出したんですけれども、その前に相当、12 月等々獲れていた状況もありますので、口頭による指導は何回もしているところでございます。

そういったこともありまして、実は、次の御質問に関連するんですけれども、2 ページの下の 漁獲制限なり、一定以上に漁獲された場合、自主的な休漁というようなことで、特に、サバ類の T A C が大中まきにおきまして超えた主な原因は、いわゆる北部太平洋まき網のサバの漁獲が非常に、今、外記委員のおっしゃったとおり、18 年に 24 ~ 25 万トンあったというようなことが原因でございますので、資源回復計画の臨時休漁とあわせ操業を抑制するように、実はいろいろ指導していたわけでございますけれども、そういったことで、例えば漁獲制限について言えば、昨年末から今年の初めにかけて、1 カ統 100 トンの制限、あるいは 1 日 3 時間しか操業しない、あるいはサバ類が一定量以上漁獲されたというのは、臨時休漁は 3,000 トンですが、例えば 2,500 トン、それから、段階的に 1,000 トンを超えたら臨時休漁にしますといったような自主的な措置を北部太平洋まき網の中で決めていただいて実行していただいたということでございます。

それから、いわゆる臨時休漁、資源回復計画に基づく臨時休漁で、平成 15 年度から 17 年度まで、どのくらい国費で使ったのかということでございますけれども 国費ベースで 13.4 億円というようなことになっております。

これが多いというのか、少ないというのかという話は、いろいろ分かれると思いますけれども、我々といたしましては、やはりサバ この資源回復計画の大きな目的とするのは、卓越年級群が出たときに、産卵親魚を残すために獲り控えていただく、小型魚を獲り控えていただいている。そういう面では、一定の効果があったのではないかとは思っているんですけれども、ただ、そういった獲り控えをしていただく上で、やはり漁業経営に与える影響も考えなければいけないということで、そういった休漁に対する支援というのは最低限のものではないかというふうに考えております。T A C を超えるのは非常に遺憾なんですけれども、そういったことがあったために、一定の産卵親魚が残っているのではな

いか、それなりの効果があったのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

中央水研・堀川部長 それでは、今後の資源の見通しということがございますけれども、現時点でわかっていることを申し上げます。

実は、正式には3月20日に長期漁海況予報会議というものを開催して、予報分を出す予定にしております。したがって、現在検討中ですので、ちょっと動く数字が含まれるので、具体的な数値については、少し御勘弁いただくことになるかとは思いますが。

御承知のとおり、一昨年からマサバの好漁というのがありましたけれども、これは、御存じのように、卓越年級であった2004年級に依存するものだったということで、昨年7月の資源評価の時点では、この2004年級群の加入尾数ですね。漁業に加入した当初の尾数が24億尾ぐらいあったというふうに推定しておりましたけれども、こういった好漁のデータをもう一度再検討いたしまして、現在、資源評価の再計算をいたしますと、その当時の24億尾以上はあったらというふうに考えております。

また現在、調査船の調査結果とか、そういうものもあわせて操業的に再評価を行っているところでございますけれども、数字的には、1992年級群の卓越年級の一つだった28億尾よりは多いだろう。だけれども、1996年級群の43億尾には達しなかったらというように、恐らく数字はおさまるのではないかと今のところ考えております。したがって、まずは、加入尾数は私どもが想定したよりも多かったということで、これは、我々の数字の方が、ちょっと正確さを欠いていたという面ではマイナスではございますけれども、ふ増えたということによかったというふうに考えておりますし、事実、先ほど外記委員の方からありましたように、たもすくい網の復活というものが見られたということでございます。

しかしながら、それに続く2005年級、2006年級群の加入というのは、前回は申しあげましたけれども、その後も何度も調査をしておりますが、やはり加入はよくないということが、どうも確かになってまいりました。したがって、この好漁が続くには、引き続き、2005年、2006年、2007年と加入がいいことが条件になるんですけども、続く2年は加入が悪そうだというふうに言わざるを得ないと考えております。

ただ、一つプラスの要素としては、この2004年級群が本格的に今回、今、産卵中でありまして、この産卵親魚が産み出す卵によって孵化したもの、それは2007年級ですね。これから生まれる2007年級が、親が多目であるということから、その加入というのがよ

ければなと期待されるということでございます。

したがって、2004年級群は、もうこれ以上多くはなりませんので、どんどんとって減っていく一方であるということから、今後の漁獲量の伸びは、しばらく期待できない。その後、2007年級がどういうふうに出てくるかということが一番重要というふうに考えております。

以上です。

澁川会長 ありがとうございます。

外記委員、どうぞ。

外記委員 かつて水産庁の考え方、20年前でございますけれども、少しでも安い魚を国民に供給したいというふうに考えておった時代がございましたが、今は全く変わってきて、国民へ安定的に魚を供給したいというふうになっております。それで、このマサバ資源、国民にとって大変大事な資源でございますから、2004年級群をもし獲り尽くした後の資源動向が悪ければ、大変それが心配になりますし、大中型のまき網の経営あるいはたもすくいの経営等にも、やはり重大な影響が私は生じてくるのではないかというふうに考えております。したがって、できる限り資源管理についての、いわゆる水産庁の指導を私たちも期待したいと考えております。

それで、先ほど1日の漁獲数量を100トン位というふうにおっしゃいましたけれども、この間、800トン獲っているんですよ、一晩で。そういう漁獲が、やはりこれからの資源動向について問題が出てくるかもしれないというふうなことで、ちょっと私も危惧をしておる次第でございます。だから、基本的には、やはり大中型のまき網は皆さんも、たもすくいも、お互いに生きられるような資源動向に持って行って、本当に国民に対して安定的なマサバ資源も供給するような、そんなふうにしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

以上です。

澁川会長 外記委員から4点の御質問があって、水産庁、それから水研センターからお答えがありまして、重ねて外記委員から感想が述べられたわけでございます。水産庁、何かありますか。

どうぞ、鈴木委員さん。

鈴木委員 北部太平洋まき網連合会の副会長を仰せつかっております鈴木でございます。まず初めに、昨日、あらゆるというか、かなりの新聞に、外記委員さんがおっしゃった

ように、水産庁の方から自粛をしろということがあったことに対しまして、内部でいろいろお話がありますけれども、まずもって御心配をかけたということと、そういうことになったということはおわび申し上げる次第です。

今日は、実は全まきが一応、まき網のサバのTAC全部を管理しておりますので、全まきのTACの会議をやっております。これを受けまして、20日に北部だけでその会議をやりまして、厳粛にと申しますか、資源保護のために、資源回復のために、水産庁の御指導を受けながらやっていくつもりでおります。

それはそれとしまして、去年は非常に、始まった1月、2月の状況から、マサバ・ゴマサバの漁場形成がいいということを言われておりました。それで、獲れるんじゃないかというのが漁業者の直感といいますか、過去の経験から言ってとれるということです。

そこで、先ほど言いましたTACの数字が出たわけでごさしまして、それに対しては、16年の卓越年級群の資源評価はもっと多くてもいいんじゃないかということはありませんでしたが、水産庁の強い御指導によって、それを受け入れてこういう結果になったと思っております。

当初からそういうことでありましたものですから、漁獲削減と申しますか、獲らないような方策を、去年は始まったときから1年中やっておりました。そういう中において、1日、最初に3,000トン獲ったら次の日休漁というのを、2,500トンになり、2,000トンになり、最後は1,000トンということであります。1,000トン獲ったら、明日休漁ということにいたしました。それで、休漁も去年の7月から　今は、サバはちょっと切れる時期でありまして、7月から北部の方は盛漁期になりますので、7月から11月までは60回の休漁、それから、3時間1回投網ということで、大体、まき網は平均、普通にやれば3回ぐらいは投網ができますので、3日の分を1日、極端なことを言うと、1日1回投網ということは、2日休漁しているような気分で、そういうこともやりました。

それでも、ちょっと厳しい状況になってきたもので、まき網漁業としては、歴史上初めてのことだったんですけれども、先ほど、ちょっと外記委員さんの勘違いかなと思うんですが、1カ統当たり100トン制限ということですね。1カ統当たり100トン制限という制限を加えてやりまして、これは1カ統100トンといっても、銘々、これは漁業者ですから、100トンとらなければならないということで頑張ると、1カ統当たり100トンはおさまらなくなるということで、初めてグループごとに　29カ統いたんですけれども、何カ統かずつ、県別とか、あるいは茨城なんかは多いから、その中でも2つ、3つとかグループを

組みまして、先にやった船が 100 トン以上入ったときには、あとの船には網をやるな、投網をするなというようなことをして、そのかわり、その区間は全量プールということで、生産はプールにする。そのとった船の水揚げにしないというようなことは、今まで、まき網史上初めてで、そういうことをやっておることにに関して、将来はオリンピック方式ではなくて、先進国でやっているクォーター制に移行していくようなことなのかなということ而努力を重ねました。産地間で 1 回投網というのも、去年は 86 日間、そういうものを行いました。その結果、こういう数字でありました。

ただ、今、水研の方でも話がありましたからあれですが、船頭さんらに聞くと、去年は 16 年生まれの卓越年級群だと思わすけれども、本当に獲り残した自信はあるというようなことを現場では言っております。ですから、今日も会議をやっておりますが、20 日にも北部だけの会議がありますが、獲り残したという自負はあるわけで、今後は、今おっしゃった 16 年生まれが頼りでありますので、これを水産庁の御指導のもとに、肅々と資源を残すようにやっっていこうと思っております。

最盛期には、北部太平洋まき網は、ほかから来るものも入れて 100 力統と言われたのですが、今は 30 力統を切っております。これ以上、やはり隻数を減らすと、いろいろな問題が起きますので、例えば工法の問題も起きますし、それから造船所の問題も起きますし、メーカーの問題も起きますし、買入れの問題もありますので、減らせないというようなことで、じゃ、減らせなければどういうふうにするのかということで、コストを下げてとらないようにしようということで、80 トンは、ほとんどの船が九〇数パーセント、運搬船は今 1 艘です。その中でも、今度、3 艘体制を 2 艘にしようということで、先ほど説明があったような省力化というか、単船操業に向かって進んでいるところでございまして、おわびは申し上げますが、我々としても、去年は本当に 本当はうれしいことなんですね、魚がとれるということはもちろん、その調整ということは、いろいろ各人、意見がありますので、厳しい中でやってきたもので、何とぞ、寛大なるお考えをしていただきたいと思うわけでございます。

当事者ですので、一言、おわびの御挨拶を申し上げます。

澁川会長 管理課長、どうぞ。

香川課長 いろいろお話をお伺いいたしました。

TAC につきましては、確かに、これを超えるという事態が生じたことは、大変遺憾でございまして、そういうことで、外記委員からも御指摘がございましたが、まき網あるいは

たもすくいのために、将来的にも親魚を残すべきだということは、全くそのとおりだと思います。そういうことで、私どもは今回、TACを超過したことを踏まえまして、関係業界に対して、サバを目的とした採捕の停止を求めるといふ非常に厳しい措置を求めたところでございます。

今後、私どもは漁獲の状況をモニターしながら、一方において、全国まき網協会の方で、今後の改善策を検討していただくということになっておりますので、ぜひ、その点について話ししながら、厳しく指導もしていきたいと思っております。

その一方で、資源評価の再評価も行われるということでございますので、その資源状況、それから、まき網業界の方の改善策を踏まえながら、ぜひ資源が将来にわたって有効に利用できるように、厳しくやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

澁川会長 という管理課長さんのお話があった上で御意見をどうぞ。

磯部委員 今、まき網の方が言われましたけれども、うちなんかはたもすくい、外記さんが言われたとおり、伊豆諸島で今年は多少あった、今は出ているということではありますが、うちんかがとるのは5トンか7~8トンですよ、1日に行ってくるのは。それでようやく、これは皆さんに知っておいてもらいたいけれども、10トン近くとればいいなと思って市場へ来たら、北部太平洋まき網で揚がったら、ガタッと下がっちゃいますね、まき網が揚がると。この値段の相違がどうも。伊豆諸島の方で今年は獲れていると喜んで、まき網で値段がガタッと下がっちゃう。

それで、先ほども言われたとおり800トン、前年度はどうかわからないけれども、そのくらいらしいですね。100トンとか200トン、莫大な量なんですよ。ただ、口では100トンだ、50トンだと言うけれども、想像もできないような量なんですね。だから、我々はまき網が揚がると大きな打撃なんですよ。そここのところも考慮していただいて、1日行ってきたて何十万、油の高騰もあるし、幾らにもならないですね。だから、サバがないと、まき網が倍以上に揚がるんですよ。そういう流通関係のことも水産庁は知っておいていただきたい。量がある、あるといっても、目方は確かにとれます。しかし、値段が200以下だと下がっちゃうんですね。その点のまき網とたもすくいの絡みだね。なかなか解決しない問題ですけども、そういうことなんです、水産庁。

以上です。

澁川会長 どうも御意見ありがとうございました。

ほかに、御意見ございますか。

どうぞ。

金丸委員 宮崎県の金丸でございます。

ちょっと資料3-2についてお伺いしたいんですね。ミニ船団化で、従来は1万トンだったのが7,800トンぐらいになっていますね。確かに、76%に減っているんですが、組成がかなり変わっていますね。カツオ・マグロがかなりとれる。この辺の理由をちょっとお聞かせいただきたいんです。例えば漁場が違うとか、何か、そういうものがあるんでしょうか。

事務局(加藤) それは、本委員会というよりも、福島委員の方から御説明いただいた方がいいのかなと思うのですが、いかがですか。

福島委員 私は、北まき連合会の福島と言いまして、このミニ船団を経営しておる者ですが、魚というのは、さっきのサバの資源の話もありましたように、多いときもあれば、少ないときもある。単純に言えばそういうことで、昨年は、カツオが非常に回遊漁が多かった。決して、倍の日数をカツオのために仕事を従事したということではありません。

金丸委員 そうしますと、それぞれがイワシ・アジ・サバで経営しているところ、あるいはカツオ・マグロで経営しているような形態もあるわけですけども、そういった、いわゆる団体あたりとか、この程度のことというのは、余り問題にはなっていないんでしょうか。そういうカツオ・マグロ業界の方というのは、このミニ船団化をすることによって、これは、年によって違うということであればしょうがないということになるんですか。

福島委員 そうですね。

金丸委員 わかりました。

澁川会長 ほかに。

竹内先生、どうぞ。

竹内委員 東京の竹内ですけども、先ほどの資源評価の話ですね。漁獲量という全体でとらえているようですけども、やはりサバの小さいものをとらないというような資源管理をTACでもぜひしていただきたい。

やはり小さいものがある場所、時期があるはずだと思うんですね。そこに、やはり操業をやめるということをしないと大きなサバは、伊豆の大室出なんか回遊してこないわけで、極端に言えば、銚子の沖での越冬群いる場では操業しない。何トン獲ったからやめるんじゃないくて、小型魚が何パーセントになったらやめなさいというような、ちゃんと資源

管理というか、そういうことをしないとだめだと思います。

何か、小さい魚は中国に売ればいいのか、変なばかなことを言っているけれども、それは違うと思うんですね。やはりいい魚を国民に食べさせるために、おいしいサバを食べさせなければいけないと思います。

勝手なことを言いまして、済みません。

澁川会長 ありがとうございます。

福島委員、どうぞ。

福島委員 今の竹内委員の御意見に、若干関連があると思いますので発言させていただくのですが、実は、サバのTACをオーバーするであろうことを水産庁から御指摘を受けてきた段階で、もう大体前からわかっていますから、じゃ、どのようにして対応するかという中に、1つ現在行っているのは、実は整備休漁に入っているんですね。これは、例年よりもすごく早いんです。もう1つには、サバそのものが今、どっちかという、魚体構成は細かい部分が多く入ってきているんですね。そういうこともありまして、これは資源に決してよくないということで、実は今、休漁に入っている船がかなりあるんです。整備に入っている。

ところが、整備を請負う方の造船所とか工事が、それに全然くっついていない、こういうのが今の実態でございまして、だけれども、やはり休まざるを得ないということで、皆我慢して、順番にそれを待っていると、こういうことを申し上げておきたいと思います。

澁川会長 ありがとうございます。

さて、時間が大分経過しておりますけれども、思い出しますが、このサバの資源回復計画の取り組みが始まりましたときの動機でございます。当然ながら、伊豆七島のたもすくいなどは漁はありませんでした。それで、1990年代に2回の卓越年級群の発生があった。そのとき、適切な対応ができなかった。その反省に立って、次の卓越年級群の発生には、できる限りの対応をしようというのが当時の取り組みの動機であります。

外記委員から4点ばかりお話がありましたが、最も私が印象に残る御発言の部分は、たもすくいが伊豆七島に漁が出ているということでありまして。できますれば、この状況を、我々の取り組んでおりました資源回復計画の取り組みの成果として、この後も形をなすように、心を一つにして頑張らねばいけないということだろうと思います。

みんな、そう思っておられると思うんですね。北部まき網の皆さんも、必ずや、今日だけじゃない、明日、あさってのために何をしなければいかんかということを重々御承知の

上でこの場に臨んでおられるはずでございますから、水産庁の御指導を管理課長さん、よろしく願いいたします。

加えて、この後、しかと対応していただきたいし、我々もそのように臨んで参りたいということでございます。

この議題は、この辺で打ち止めにさせていただきます、まだ残しておりますので、次に運ばせてもらいます。

(2) 資源管理に関する連絡・報告事項について

澁川会長 それでは、次に移ります。事務局から、資源管理に関連する平成 19 年度予算等について情報提供があるとのこと。よろしく申し上げます。

事務局(大橋) 管理課資源管理推進資源管理企画班の大橋です。時間が迫っておりますので、手短にやります。資料は 4 - 1、資源回復計画予算一覧というものです。ちょっと字が細かいので見づらいと思いますけれども、御説明いたします。

資源回復計画は、努力量の削減、資源の積極的培養と漁場環境保全、この 3 つがセットになっております。

あと、ちょっと予算の関連で言いますと、平成 19 年度の水産予算は、昨年 12 月に閣議決定されました。現在、衆議院を通過しておりますので、あとは参議院での通過を待つのみとなっておりますけれども、総額は 2,499 億円で、前年度よりは 2.6%減りました。しかしながら、非公共ですね。いわゆる漁港・漁場、公共を除いたものは 941 億円で 2.8%増加したということです。

それでは、この 1 枚紙に沿って簡単に説明していきますと、右側の方に事業名というものがあまして、上の方に、資源回復等推進支援事業というものがあります。これは、資源回復等に沿って行われる休漁とか減船とかの措置について、関係漁業者への影響を緩和するための支援事業費です。これは継続ですけれども、今、15 億円ついております。

それから、ずっと下に行きまして、栽培漁業資源回復等対策事業、これは県の境界をまたがる海域レベルでの適地放流を行うことによって効率的な栽培漁業を推進するというものでありまして、これが、大体 1.4 億円ついております。

それから、あと、ちょっと下に行きまして、フロンティア漁場整備事業、これが新規の予算であります。これは、沖合域の漁場におきまして、国が直轄して整備しようというこ

とであります。直轄でありますから、これまでの漁場整備と違いまして、負担が、これまでは国が半分、県が半分だったんですけれども、今回の直轄整備事業によって、国の負担が4分の3、地元が4分の1というような内容になっております。

それから、ずっと行きまして、資源管理体制・機能強化総合対策事業というものがあります。これは資源回復計画の作成や、あとPRだとか、漁業者協議会の開催に必要な事業費でありまして、これは、いわゆる強い水産業づくり交付金の中で処理されております。これも継続予算であります。

最後に、一番下に遊漁採捕量調査事業というものがあります。今日の会議の前半で、國府室長の方から、若干言及がありましたけれども、これは、遊漁者による採捕量の増大に伴う水産資源への影響を把握する観点から、プレジャーボートとか、あと遊漁船による採捕量ですね。それから、あとは具体的な努力量ですね。どれぐらいの隻数、遊漁者が、どんな魚をどれだけとっているのかというものを2年間にわたってやる事業です。これは、年間2,400万円の委託事業費で、2年間継続してやるということになっております。

それから、引き続きまして、鯨の捕食について、前回の広域調整委でまき網の漁業者の方から、鯨がいっぱいマサバを食うから資源が回復しないんじゃないかというお話がありまして、鯨類研究所の方々ともいろいろ相談して、ちょっと資料をつくってみました。今、1994年から北太平洋で鯨類捕獲調査事業をやっております。当時は、ミンク100頭でしたけれども、今は、沿岸域で春先と秋口に、それぞれ三陸と北海道の方で60頭、60頭ずつとっている。あとは沖合域でミンク100頭、それからニタリを50頭、イワシクジラが100頭、あとマッコウクジラを10頭とっておりますけれども、とれた鯨の胃の内容物を一応、全部調査してやったところ、資料4にありますように、こういう結果が出ています。

一般にヒゲクジラというものはオキアミ、アミ類しか食べないと言われていたんですけども、実は捕獲してやってみたところ、サンマだとかカタクチとかを食べている。特に、これを見たらよくわかると思うんですけども、ミンクが一番、いろいろな種類の魚を食べている。一番多いのがカタクチですけども、あとサンマ、スケソウ、スルメ、オキアミですね。これを見たところ、今回の調査では、サバについては、ほとんど食べていないという残念な結果になりました。

じゃ、本当にサバは食べていないのかということで、1ページめくっていただきますと、これは過去、1965年から過去40年にわたって、鯨がどんなものを食べていたのかと。商業捕鯨時代のデータもありますので、ちょっとそれと対比してみました。これは北海道沖

のミンク、商業捕鯨時代は、いわゆる沿岸小型捕鯨ということでやっけていまして、そこで、商業捕鯨時代のデータを分析したところ、ちょうど 1965 年から 80 年代までは、かなりマサバを食べていた。これは、漁獲量というのでよくわかります。あとは、80 年代から 90 年代にかけては、今度はマイワシ、あと、90 年から最近にかけてはサンマですね。

それで、真ん中に漁獲量のデータ、一番下に資源量のデータがありますけれども、これを見るとよくわかると思うのですが、そのときに、一番たくさんいろいろ魚を鯨は食べているということですね。それがよく、これを見ればわかると思います。

それからあとは、マサバも、ちょっとこれはスケールが小さいんですけども、1970 年代は、500 万トンぐらいの資源量があったわけですね。恐らく漁獲量も 50 万トンぐらいありましたから、資源量の大体 1 割ぐらいの漁獲を揚げていったんですけども、今は、ちょっとこれを見たところ、最近 15 年の資源量の推移を拡大していますが、マサバは、70 年代に比べると、かなり資源量自体が縮小している。ですから、多分、鯨に回る分がなくなったのだろうというふうに思われます。

以上です。

澁川会長 鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 今、はからずもおっしゃられましたけれども、鯨は、非常に頭がいい動物でありまして、一番多いもの、食べやすいものを食べるんですね。ですから、この時点ではカタクチしかいないということです。

かつて道東沖の調査のときも、マサバが最盛期のときにはマサバばかり食べていました。それから、マイワシが最盛期のときにはマイワシばかり食べていました。これは、鯨がマサバを食べないということではなくて、資源がないということ 後からおっしゃいましたけど。

それから、一番恐ろしいことは、やはりそういう動物ですから餌を探すことにたけているわけで、こういうふうに大量に食べるカタクチでも何でもいるときにはカタクチを食べる間に合っていますけれども、いなくなれば何でも食べるんです。ですから、人間の勝手で、ヘビでもネズミでも、それが悪いとは言いませんけれども、飢えるならば食べると同じように、このままふえていくと、さっきおっしゃられたように、オキアミしか食べない種類の鯨も、オキアミならオキアミがいなくなる なくなるのではなくて、全体的な頭数がふえると手当たり次第に食べるようになる、これが一番恐ろしいわけでございます。だから、サバを食べなくて残念じゃなくて、サバはこのときはいないから、一番そのとき

に多いものをねらって食べていたということだと思います。そういうふうに、私らも説明を聞いております。

事務局（大橋） 南極はオキアミが非常に、何億トンといますから、南極の方は、ほとんど 100%オキアミですね。だけど、北太平洋の方は、南極の生態系に比べると非常に複雑ですので、そのときにたくさんいる魚を食べているということですね。

ちなみに、鯨は、いわゆる雑食性ですが、スケソウシカを食べない海産哺乳動物もいるんですね。何とかシーライオンというのがいるんですが、それはスケソウ、資源が減ると、その資源も連動して絶滅するということになりますので、まさにおっしゃるとおりだと思います。

鈴木委員 何を食べるかじゃなくて、どんどん鯨がこのままふえていっちゃっていいのかということです、私が言いたいのは。それによって、食べる餌の数量が膨大に容易になってくるということです。

澁川会長 よろしいですか。

さて、いずれにしても、ここに出ています鯨が食べている量が、何か、合計で 576 万トンなんていう数字が出ておりまして、これだけ見ても何か、ちょっと薄ら寒い感じはございますが、そこに行きますと、また話が拡散しますので、今日はこのぐらいにさせていただきます。時間も 5 時過ぎまして、申しわけございません。

しかし、事務局さん、ありがとうございました。今までの話が一応、整理されたということでございます。

（ 3 ）その他

澁川会長 その他でございますが、その他は、特にこちらから用意していないようでございますが、委員の皆様方から もうありませんね。

ありがとうございました。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

事務局（小池） それでは、事務局の方から、1 つ御報告させていただきます。

御承知のとおり、本委員会には、太平洋北、太平洋南の 2 つの部会が設けられております。各部会におきましては、その部会の置かれた海域で完結する資源回復計画等について調査審議をしていただいているところでございますけれども、各部会の調査審議の状況に

つきましては、本委員会の方に報告をするということになっておりますので、報告いたします。

まず、本委員会に先立ちまして、本日、午前中に第 12 回太平洋北部会が開催されております。太平洋北部会におきましては、新たな魚種別資源回復計画として、「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画の作成」について御審議いただき、御了承をいただいております。また、実施中の「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」については、取組状況の報告がなされております。

また、本委員会の前に開催されました第 13 回太平洋南部会におきましては、新しい計画でございます「太平洋南部キンメダイ資源回復計画」の作成について御審議いただき、計画の御了承をいただいております。また、実施中の「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」につきましては、計画期間を平成 23 年度まで延長すること、それから、取り組みの内容について、一部見直しを行うといった内容の計画の一部変更について御審議いただき、御了承されております。また、太平洋南部会の管轄区域にまたがって取り組みが行われている「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」についても、同様に計画期間を延長し、引き続き、取り組みを行う旨の報告をされております。また、「ヤリイカ太平洋系群（南部）資源回復計画」については、取組状況等が報告されてございます。

以上、はなはだ簡単ではございますけれども、各部会の調査審議の状況について御報告させていただきました。

澁川会長 どうもありがとうございました。

各部会では、部会の設置されている海域で、完結する資源回復計画につきましては、それぞれ審議・報告等がなされているということでございます。

では、事務局から、次回の予定について説明をお願いします。

事務局（小池） 次回委員会につきましては、例年同様、本年 10 月ごろの開催を考えております。具体的な日時・場所等につきましては、各部会との関係もございまして、会長及び委員の皆様方の御都合もお聞きしながら、調整の上、追って御連絡をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

澁川会長 次回の委員会は、例年どおり、本年の 10 月ごろを予定されるということでございますので、委員の皆様方には、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本委員会において作成することを予定されておりました魚種別の資源回復計画に

については、本日の部会及び委員会で、延べ 12 魚種を対象とした 7 計画のすべての計画について御了承をいただき、実施される運びとなったということでございます。

これまで委員の皆様方には、精力的な御審議等を賜りましてありがとうございました。

なお、全国では、現在までに、魚種別資源回復計画として、延べ 56 魚種を対象とした 37 計画及び包括資源回復計画として 2 計画が作成され、実施されていると聞いております。

資源回復計画につきましては、今後も必要に応じて計画の内容等の見直しを行い、適切な進行管理に努めていく必要がありますので、引き続き、よろしくお願いを申し上げたいということでございます。

閉 会

澁川会長 それでは、本日の委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

委員各位、多数お集まりいただきました御臨席の皆様方、議事進行への御協力、貴重な御意見等ありがとうございました。

なお、議事録署名人に指名させていただきました茨城県の深澤委員さん、それから、宮本委員さん、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、第 8 回太平洋広域漁業調整委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

了